

改正

平成29年8月25日規則第18号

平成31年4月26日規則第9号

令和2年3月26日規則第10号

令和3年4月1日規則第11号

令和5年8月1日規則第34号

東かがわ市福祉医療費支給に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東かがわ市福祉医療費支給に関する条例（平成29年東かがわ市条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 条例第2条第2号イの規則で定める判定機関は、次に掲げるものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所
- (3) 医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師

2 条例第2条第10号の規則で定める医療保険各法は、次に掲げる法律とする。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(所得制限の基準となる所得の範囲及びその計算方法)

第3条 条例第3条第5号の規則で定める限度額は、心身障害者又はひとり親家庭の父又は母、ひとり親家庭の児童、養育者及び父母のない児童を特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第19条に規定する受給資格者とみなした場合における同法第20条及び第21条の規定による限度額とする。

(資格の取得日)

第4条 条例第3条に規定する対象者が医療費の支給を受けることができる資格の取得日は、次のとおりとする。

- (1) 子ども 条例第3条に規定する資格要件を満たした日
- (2) 心身障害者並びにひとり親家庭の父又は母、ひとり親家庭の児童、養育者及び父母のない児童 受給者証の交付申請をした日の属する月の初日（正当な理由により当該申請が遅れたときは、市長の認める日）
(受給者証の交付申請)

第5条 条例第4条の規定による福祉医療の受給者証の交付を受けようとする者は、福祉医療受給者証交付申請書（異動届書）（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、申請者の同意を得て公簿等によりその内容を確認できる場合は、書類の添付を省略することができる。

- (1) 医療保険各法に規定する被保険者証等の写し
- (2) 医療保険各法に規定する被保険者等の所得及び課税の状況を証明する書類
(受給者証)

第6条 条例第4条に規定する福祉医療受給者証（以下「受給者証」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第7条第1項本文に規定する支給の方法（以下「現物給付」という。）の対象となる者 受給者証（様式第2-1号）
 - (2) 前号に掲げる者以外（以下「償還払い」という。） 受給者証（様式第2-2号）
- 2 条例第3条に規定する対象者のうち、2以上の受給者証の交付を受けることになる者に対しては、市長が指定するいずれかの受給者証を交付するものとする。
- 3 条例第4条の規定により受給者証の交付を受けた者は、病院、診療所、薬局又はその他医療行為を行う者（以下「医療機関等」という。）で診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

(受給者証の再交付)

第7条 条例第4条の規定による受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、受給者証を紛失し、又は損傷したときは、受給者証再交付申請書（様式第3号）を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。

- 2 受給者は、前項の申請をした後、紛失した受給者証を発見したときは、速やかに、これを市長に返納しなければならない。

(受給者証の有効期限)

第8条 受給者証の有効期限は、次の各号に掲げる区分より当該各号に定めるところによる。

- (1) 心身障害者及びひとり親家庭等 1年以内
- (2) 子ども 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

(受給者証の更新)

第9条 受給者証の交付を受けている心身障害者及びひとり親家庭等の受給者は、毎年7月1日から同月31日までの間に、受給者証の更新を受けなければならない。この場合において、市長は必要とする書類等の提出又は提示を求めることができる。ただし、受給者証の有効期限の満了の日以後も引き続き市長が福祉医療費の受給資格を有すると認める者については、第3条に規定する書類の提出を省略することができる。

(変更届)

第10条 受給者は、住所、氏名又は加入している医療保険に変更が生じたときは、速やかに福祉医療受給者証交付申請書(異動届書)に受給者証を添えて、市長に提出しなければならない。

(資格の喪失等)

第11条 受給者は、次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を失う。

- (1) 市内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けたとき。
- (3) 心身障害者が条例第2条第2号に該当しなくなったとき。
- (4) ひとり親家庭の父又は母、ひとり親家庭の児童、養育者及び父母のない児童が条例第2条第3号から第6号までのいずれかに該当しなくなったとき。
- (5) 死亡したとき。

2 前項の場合において、受給者(前項第5号に該当する場合は、保護者、介護者又は受給者の遺族)は、直ちに、福祉医療受給者証交付申請書(異動届書)に受給者証を添えて、市長に提出しなければならない。

(医療費の請求、申請等)

第12条 条例第7条第1項ただし書に規定する申請は、医療費支給申請書(様式第4号。ただし、療養費に係る医療については様式第5号、訪問看護に係る医療費については様式第6号とする。)により市長に請求するものとする。ただし、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する医療に関する給付を受けたときは、医療費支給申請書の提出を省略することができる。

2 前項本文の場合において、やむを得ない理由により、医療費支給申請書に医療機関等の証明がない場合は、領収書を添えて請求することができる。

3 市長は、前2項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、当該申請に係る医療費の助成額を決定して支給する。

(対象者に医療費を支払う場合)

第13条 条例第7条第1項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 対象者が現物給付の対象医療機関以外の医療機関において医療に関する給付を受けたとき。

(2) 対象者がやむを得ない理由により現物給付の対象医療機関において医療費の支払いを行ったとき。

(3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(社会保険診療報酬支払基金等への審査・支払事務の委託)

第14条 市長は、条例第7条第3項の規定により、現物給付の対象医療機関からの請求であって医療に関する給付に係るものに係る同項の事務を、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託する。

(第三者行為の届出)

第15条 条例第8条に規定する第三者の行為による傷病について医療費の助成を受けようとする受給者は、その事実、当該第三者の住所、氏名及び被害の状況等を、直ちに市長に届け出なければならない。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による施行前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による施行後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(東かがわ市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例施行規則等の廃止)

4 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 東かがわ市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例施行規則（平成15年東かがわ市規則55号）
 - (2) 東かがわ市重度心身障害者等医療費支給に関する条例施行規則（平成15年東かがわ市規則第65号）
 - (3) 東かがわ市子ども医療費支給に関する条例施行規則（平成25年東かがわ市規則第12号）
（東かがわ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正）
- 5 東かがわ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年東かがわ市規則第39号）の一部を次のように改正する。

略

附 則（平成29年 8 月25日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年 4 月26日規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月26日規則第10号）

この規則は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 8 月 1 日規則第34号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。
（東かがわ市乳幼児医療費支給に関する条例施行規則の廃止）
- 2 東かがわ市乳幼児医療費支給に関する条例施行規則（平成15年東かがわ市規則第50号）は、廃止する。
（東かがわ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正）
- 3 東かがわ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年東かがわ市規則第39号）の一部を次のように改正する。

略

様式 略